

公共建築設計業務標準委託契約約款 正誤表

該当箇所（条）	（項）	（号）	正	誤
第二十九条	3		この規定により、 <u>発注者</u> が費用を負担し、	この規定により、 <u>受注者</u> が費用を負担し、
第六十条	3（A）及び（B）		民事訴訟法（平成八年法律第九号）	民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）